

平成27年10月15日

答申第609号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「国内・支局の設置（開設）、廃止の基準」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書は存在せず開示することができないとした。

なお、情報提供として、放送法第15条では、日本放送協会（NHK）設立の目的として「あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行う（以下略）」と規定していること、この目的を達成するため各地域に放送局を設置していること、放送局の設置や廃止は経営委員会の議決事項となっていること、「支局」も以前は「放送局」だったが、効率的な業務運営を図るため業務を段階的に県庁所在地の放送局に移行し、昭和63年度の組織改正により県庁所在地の放送局をその県の拠点として明確に位置づけることとして「放送局」と「支局」に区分したことなどを説明した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在しないため開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成27年10月15日（第226回審議委員会）

第624号諮問、審議、答申